

新型コロナウイルス
感染症の影響に伴う

国民年金保険料免除期間の延長

新型コロナウイルス感染症の影響により国民年金保険料の納付が困難となった場合、臨時特例による免除期間が延長され、令和4年度分(令和4年7月～令和5年6月分)についても、免除/納付猶予の対象となりました。

免除/納付猶予を受けるためには申請が必要で、現在、申請受け付けを行っています。

対象者

次の両方に該当する人

- ・令和3年1月以降に、新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少
- ・令和3年1月以降の所得などの状況から、令和4年中の所得見込額が、現行の国民年金保険料の免除などに該当する水準になることが見込まれる

※通常の免除と同様、保険料が免除されると、将来受け取ることができる年金額が減少します。

申請に必要な書類

- ・【一般】国民年金保険料免除/納付猶予申請書
 - ・【学生】国民年金保険料学生納付特例申請書
 - ・学生証の写し(学生のみ)
 - ・所得の申立書(臨時特例用の簡易な所得見込額の申立書)
- ※学生証を除く上記書類は、日本年金機構ホームページからダウンロードできる他、役場健康保険課や熊本東年金事務所の窓口にて備え付けられています。

申請書などの提出先

- 〒861-2295 益城町大字木山594番地
益城町役場 健康保険課
- または、〒862-0901 熊本市東区東町4丁目6-41
熊本東年金事務所
- ※新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での提出にご協力ください。

- ☎ ねんきん加入者ダイヤル ☎ 0570-003-004
- 健康保険課 保険年金係 ☎ 286-3113
- 熊本東年金事務所 ☎ 367-8144

令和5年度 小規模特認校への転入学受け付け

小規模特認校(制度)とは

自然環境に恵まれ、特色ある教育活動を推進している小規模の小学校などで、本来の通学区域を越えて通学することが認められた学校です。

この制度により、心身の健康増進を図り、豊かな人間性を培いたいという保護者の希望に応えるとともに、小規模校の一層の活性化と複式学級の解消を図ることができます。

町内の小規模特認校 「飯野小学校」、「津森小学校」

転入学の条件

- ・通学する小規模特認校の教育活動に賛同すること
- ・通学は、保護者の負担と責任において行うこと
- ・1年以上の通学をさせること
- ・広安・広安西・益城中央小学校区からの転入学が対象

申し込みについて

- 申込期間** 8月1日(月)～9月2日(金)
午前8時30分～午後5時
(土・日・祝日を除く)
- 申込先** 町教育委員会 学校教育課
(交流情報センターミナテラス内)
- その他** 制度の趣旨や希望校の教育活動を理解していただくため、申し込み後に希望校で面談を行います。
なお、結果は保護者あてに通知し、認められた場合、令和5年4月から就学可能です。

☎ 学校教育課 ☎ 286-3307